

わがまち特例による固定資産税の特例措置について

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されています。

下妻市では、固定資産税の課税標準に係る特例割合を下記の「わがまち特例一覧」のとおり規定しています。
該当する資産を所有している方は、市税務課固定資産税係までお問い合わせください。

わがまち特例一覧(令和3年4月1日時点)

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額に 乗じる割合)	地方税法 (関係条文)	市条例 (関係条文)
1	汚水又は廃液の処理施設 (償却資産)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置等	R2.4.1 ～ R4.3.31	期限なし	1/2	法附則第15条第2項第1号	付則第10条の2第1項
2	下水道除害施設 (償却資産)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置、中和装置等	R2.4.1 ～ R4.3.31	期限なし	3/4	法附則第15条第2項第5号	付則第10条の2第2項
3	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び都市利便向上施設 (家屋、償却資産)	(公共施設)公園、広場等 (都市利便向上施設)緑化施設、通路	H27.4.1 ～ R5.3.31	課税の年度から5年度分	3/5	法附則第15条第16項本文	付則第10条の2第3項
4	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び都市利便向上施設(特定都市再生緊急整備地域内のもの) (家屋、償却資産)	(公共施設)公園、広場等 (都市利便向上施設)緑化施設、通路	H27.4.1 ～ R5.3.31	課税の年度から5年度分	1/2	法附則第15条第16項ただし書き	付則第10条の2第3項
5	津波対策に供する施設 (償却資産)	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設	H28.4.1 ～ R6.3.31	課税の年度から4年度分	1/2	法附則第15条第23項	付則第10条の2第4項
6	津波防災に係る指定避難施設避難用部分 (家屋)	施設の屋上、階段等	H30.4.1 ～ R6.3.31	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	2/3	法附則第15条第24項第1号	付則第10条の2第5項
7	津波防災に係る管理協定の協定避難用部分 (家屋)	管理協定に定められた協定避難用部分(既存施設)	H30.4.1 ～ R6.3.31	協定締結日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	1/2	法附則第15条第24項第2号	付則第10条の2第6項
8	津波防災に係る管理協定の協定避難用部分 (家屋)	管理協定に定められた協定避難用部分(建設予定施設又は建設中の施設)	H30.4.1 ～ R6.3.31	課税の年度から5年度分	1/2	法附則第15条第24項第3号	付則第10条の2第7項
9	指定避難施設に附属する避難用償却資産 (償却資産)	誘導灯、誘導標識等	指定日以後の取得物	課税の年度から5年度分	2/3	法附則第15条第25項第1号	付則第10条の2第8項
10	協定避難施設に附属する避難用償却資産 (償却資産)	誘導灯、誘導標識等	締結日以後の取得物	課税の年度から5年度分	1/2	法附則第15条第25項第2号	付則第10条の2第9項

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額に 乗じる割合)	地方税法 (関係条文)	市条例 (関係条文)
11	特定太陽光発電設備 (償却資産)	太陽光発電設備 (発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第27項第1 号イ	付則第10条 の2第10項
12	特定風力発電設備 (償却資産)	風力発電設備 (発電規模20キロワット以上の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第27項第1 号ロ	付則第10条 の2第11項
13	特定地熱発電設備 (償却資産)	地熱発電設備 (発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第27項第1 号ハ	付則第10条 の2第12項
14	特定バイオマス発電設備 (償却資産)	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット以上20,000キロワット 未満の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第27項第1 号ニ	付則第10条 の2第13項
15	特定太陽光発電設備 (償却資産)	太陽光発電設備 (発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	3/4	法附則第15 条第27項第2 号イ	付則第10条 の2第14項
16	特定風力発電設備 (償却資産)	風力発電設備 (発電規模20キロワット未満の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	3/4	法附則第15 条第27項第2 号ロ	付則第10条 の2第15項
17	特定水力発電設備 (償却資産)	水力発電設備 (発電規模5,000キロワット以上の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	3/4	法附則第15 条第27項第2 号ハ	付則第10条 の2第16項
18	特定水力発電設備 (償却資産)	水力発電設備 (発電規模5,000キロワット未満の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	1/2	法附則第15 条第27項第3 号イ	付則第10条 の2第17項
19	特定地熱発電設備 (償却資産)	地熱発電設備 (発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	1/2	法附則第15 条第27項第3 号ロ	付則第10条 の2第18項
20	特定バイオマス発電設備 (償却資産)	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット未満の発電設備)	R2.4.1 ～ R4.3.31	課税の年度 から3年度分	1/2	法附則第15 条第27項第3 号ハ	付則第10条 の2第19項
21	浸水防止用施設 (償却資産)	防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機	H29.4.1 ～ R5.3.31	課税の年度 から5年度分	2/3	法附則第15 条第30項	付則第10条 の2第20項
22	特定事業所内保育施設 (企業主導型保育事業施設) (土地、家屋、償却資産)	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受け た事業者が、一定の保育に係る施設を設置する場 合、当該施設の用に供する固定資産	H29.4.1 ～ R5.3.31	補助開始日 の属する年 の翌年の1 月1日を賦課 期日とする 年度から5年 度分	1/2	法附則第15 条第34項	付則第10条 の2第21項

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額に 乗じる割合)	地方税法 (関係条文)	市条例 (関係条文)
23	都市緑地法の認定計画に係る市民緑地 (土地)	緑地保全・緑化推進法人が設置した一定の市民緑地の用に供する土地	都市緑地法等一部改正施行日 ～ R5.3.31	設置日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	2/3	法附則第15条第35項	付則第10条の2第22項
24	浸水被害軽減地区内の土地	水防法に指定された浸水被害軽減地区内にある土地	R2.4.1 ～ R5.3.31	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	2/3	法附則第15条第42項	付則第10条の2第23項
25	雨水貯留浸透施設 (償却資産)	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定計画に基づき設置した一定の雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法等一部改正施行日 ～ R6.3.31	期限なし	1/3	法附則第15条第46項	付則第10条の2第24項
26	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (家屋)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅	H27.4.1 ～ R5.3.31	課税の年度から5年度分	2/3	法附則第15条の8第2項	付則第10条の2第25項
27	中小事業者等が取得した先端設備等 (家屋、償却資産)	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業用家屋及び償却資産	R3.4.1 ～ R5.3.31	課税の年度から3年度分	0	法附則第64条	付則第10条の2第26項
28	家庭的保育事業 (家屋、償却資産)	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の3第27項	第61条の2第1項
29	居宅訪問型保育事業 (家屋、償却資産)	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の3第28項	第61条の2第2項
30	事業所内保育事業 (家屋、償却資産)	事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の3第29項	第61条の2第3項